

株券等に関する業務規程の一部改正について

1. 株券等に関する業務規程（平成 14 年 6 月 17 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（取扱株券等）</p> <p>第 9 条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第 6 条の 2 の規定に基づき機構が当該有価証券の発行者の同意を得たものを、機構の行う保管振替業において取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>（取扱株券等）</p> <p>第 9 条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第 6 条の 2 の規定に基づき機構が当該有価証券の発行者の同意を得たものを、機構の行う保管振替業において取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 金融商品取引所に上場されている投資信託及び投資法人に関する法律に規定する受益証券</u> (以下「受益証券」という。)</p>
<p>（報告及び調査）</p> <p>第20条 機構は、機構の行う保管振替業の適正な運営を確保するために必要かつ適当であると認める場合は、その理由を示して、参加者に対し、機構の行う保管振替業に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該参加者の同意を得て、規則で定める機構の行う保管振替業に係る帳簿（当該帳簿が電磁的記録で作成されている場合は、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面をいう。）の閲覧若しくは法第16条第4項（法第39条、第39条の2及び第39条の5において準用する場合を含む。）の規定により機構に預託されたものとみなされた株券その他の有価証券の保管状況の調査をすることができる。</p>	<p>（報告及び調査）</p> <p>第20条 機構は、機構の行う保管振替業の適正な運営を確保するために必要かつ適当であると認める場合は、その理由を示して、参加者に対し、機構の行う保管振替業に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該参加者の同意を得て、規則で定める機構の行う保管振替業に係る帳簿（当該帳簿が電磁的記録で作成されている場合は、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面をいう。）の閲覧若しくは法第16条第4項（法第39条、第39条の2及び第39条の5並びに<u>証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第65号）第2条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第39条第1項において準用する場合を含む。）</u>の規定により機構に預託されたものとみなされた株券その他の有価証券の保管状況の調査をすることができる。</p>
<p><u>第 5 目 三角合併等の取扱い</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(三角合併等の取扱い)</u></p> <p><u>第 78 条の 3 会社が合併、会社分割、株式交換及び株式移転することに伴い、その対価として第 9 条の規定に基づき機構が取り扱う株券以外の株式が交付される場合の取扱いについては、機構がその都</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>度定めるものとする。</u></p> <p>第8章 削除</p> <p>第102条から第110条まで 削除</p>	<p>第8章 <u>受益証券の保管及び振替に関する取扱い</u></p> <p><u>(準用規定)</u></p> <p>第102条 <u>第4章第1節の規定（第36条第4項及び第5項、第38条第3項、第1款第4目から第6目まで並びに第53条、第57条、第58条、第72条、第74条第3項、第75条第2項及び第77条から第78条の2までの規定を除く。）は、受益証券について準用する。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</u></p> <p>第103条 削除</p> <p><u>(預託日及び交付日の制限)</u></p> <p>第104条 <u>機構は、信託の計算期間終了日は、受益証券の預託を受けないこととし、また、受益証券の交付の請求に応じないこととすることができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合は、機構は、あらかじめその旨を参加者等に通知する。</u></p> <p><u>(預託受益証券の大券による保管等)</u></p> <p>第105条 <u>機構は、預託されている受益証券の保管の合理化を図るため必要があると認める場合は、旧法第39条第1項で準用する法第28条の請求に基づく受益証券の交付に支障のない範囲内において、その発行者に対し、受益証券を大券にして保管するための受益証券の併合の申出をする。</u></p> <p><u>(受益者登録の請求の取次ぎ)</u></p> <p>第106条 <u>機構は、信託の計算期間終了日における預託受益証券に係る顧客又は参加者について、機構が受益者から受託者に対して行う受益者登録の請求を取り次ぐ者である旨を投資信託約款等に規定されている場合において、機構が適当と認めるときは、参加者が取り次ぐことを受任した預託受益証券に係る顧客からの請求及び預託受益証券に係る参加者からの請求を受託者に取り次ぐものとする。</u></p>

新	旧
	<p><u>2 参加者は、前項に規定する取次ぎを機構に求める場合は、顧客預託分として預託している受益証券については、顧客口座簿の写し、氏名又は名称及び住所を記載した書面並びに印鑑票を、自己分として預託している受益証券については、参加者口座簿の写し、氏名又は名称及び住所を記載した書面並びに印鑑票を、規則で定めるところにより機構に提出するものとする。</u></p> <p><u>3 機構は、第1項に規定する受益者登録の取次ぎにおいて、顧客預託分として預託されている受益証券については、顧客口座簿の写し、氏名又は名称及び住所を記載した書面並びに印鑑票を、参加者自己分として預託されている受益証券については、参加者口座簿の写し、氏名又は名称及び住所を記載した書面並びに印鑑票を、規則で定めるところにより受託者に提出するものとする。</u></p> <p><u>第107条 削除</u></p> <p><u>(受託者への受益証券の記番号の通知)</u></p> <p><u>第108条 機構は、第106条第1項に規定する受益者登録の請求の取次ぎを行う受益証券については、信託の計算期間終了日に預託されている受益証券の記番号を受託者に通知する。ただし、機構が記番号の通知を行うことが可能であると認めた当該受益証券に限る。</u></p> <p><u>第109条 削除</u></p> <p><u>(規則への委任)</u></p> <p><u>第110条 この章に定めるもののほか、受益証券の保管及び振替に関する取扱いについては、規則で定める。</u></p>

2. 附 則

- 1 この改正規定は、平成20年1月4日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正規定による改正前の第102条において準用する第26条及び第32条の規定の適用について

ては、なお効力を有する。

- 3 この改正規定による改正前の第 102 条において準用する第 24 条第 6 項及び第 7 項、第 27 条、第 30 条第 5 項及び第 6 項、第 33 条の適用については、施行日以後においても、なお従前の例により、第 61 条から第 65 条までの規定の適用については、施行日以後においては、上場投資信託受益権に関する業務規程の定めるところによる。